

No.	質問日	回答日	調達案件名称又は質問概要	質問	回答	回答作成
1	7/3	7/3	集計した労務数量に係る端数処理の一部変更について(お知らせ)	○集計した労務数量に係る端数処理の一部変更について（お知らせ） この中に＜算出例＞として清掃員Aの場合が記載されていますが、 清掃員B・Cも同様に計算してよろしいでしょうか？ (①小数点第2以下を切り捨てる、③小数点第4位切上げ)	「お知らせ」で示したとおり、当該端数処理を行う対象は、小規模施設に見られる定期清掃のみに計上される(全く日常清掃には計上されない)従事者の労務数量のみとなります。 一方、月額契約の同一の業務内であっても「日常清掃」及び「定期清掃」の両方に労務数量が計上されている従事者の労務数量や、月額契約では無い総額契約による調達の場合は、当該端数処理の対象外となります。 なお、「お知らせ」では、「清掃員A」を例示しましたが、月額契約の同一の業務内において、積算上定期清掃のみに計上され、日常清掃には全く計上されない清掃員B又は清掃員Cの労務数量がある場合は、同様の端数処理を行うこととなります。	財)管財部 契約管理課